

医療費控除（所得税の確定申告）について

治療等のために支払った交通費は、「島外で診療を受けるやむを得ない事情があり」かつ「支払の事実が明らか」であれば控除の対象となります。「支払の事実が明らか」とは、申告者本人が支払った事実が認められるということです。領収証を添付していただくことが一番確実な方法であり、病院での領収証の保存同様、交通費の領収証についても取得・保存していただくようお願いいたします。なお、交通費の領収証の添付が困難な場合、支払の事実を明らかにする方法としては、家計簿やスケジュール表の写し、カードの利用明細（クレジットカード利用時）の写しの添付などが考えられますが、最終的には、その添付資料にもとづいて税務署が判断することになります。

医療費控除（国税申告）などの内容は税務署の確認が必要なため、税務署以外の窓口で申告書を提出する場合で、医療費・交通費の領収書等の返却を希望する場合は、その旨の「申出書（※）」と「返信用封筒（必要分の切手の貼付と、送付先を記載）」を申告書と一緒に提出してください。確認後（およそ、ひと月かかります）、返却いたします。

なお、返却された領収書は自宅等で5年間保管する必要があります。

提出した書類等のお問合せ先

芝税務署 個人課税部門 TEL.03-3455-0551（内線：2113・2114）

※ お申出書は以下の様式をご使用ください。

小笠原村財政課税務係 TEL.2-3112

芝税務署長 様

医療費控除申告のための添付書類（領収書等）については、ご返却をお願いします。

上記のため、必要分の切手を貼付し、送付先の住所を記載した返信用封筒を提出します。

氏名： _____